

《意見交換》



司会（萩野副議長） 会場の皆さんから何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。めどとして1人3分程度で、氏名をおっしゃっていただいて、ご発言をいただけたらと思います。

はい、こちらの方、マイクお願いします。

山本議員 熊野市市議会の山本です。端的にお聞きしたいと思います。議長、ありがとうございます。このような席を設けていただきまして、大変勉強になりました。

実は桜内先生に聞きたいんですけども、一時借入金ですね、この一時借入金について執行部と財政と話したんですけども、私も特別決算委員会で、これが出てこない、当初にも出てこない、補正でも出てこない。どこで出てきたんだと言うと、回覧のところで縦覧してますと。告示を。議会に報告する義務がないということで、夕張についても私は、このところが非常に議会を、何ていうんですか、悩ませた問題。確かに投資的経費と公債費が、ある程度プライマリーバランスの上で大体黒字、いわゆる便益の負担ですね、この部分が、議会の皆さんは分かっていたと思うんですけども、要望されたら、橋つくってください、公民館つくってくださいと。逆に、今度は決算で、何でこんなのをつくったんですかというある意味では二律背反的なことも言わなければならない、これが議会の宿命です。

もう一つ、私が8年ぐらい前ですが、議員になりたてのころ、企業会計、つまりは発生主義をもって一度考えてくださいということで財政課長に述べたところ、1年ぐらいたってから出てきました。その当時、起債残高が約100億円ぐらい。ところが貸借対照表をとると、いわゆる行政財産、普通財産含めて、固定資産税を含めて、400億なんですよ。そうすると、大幅な自治体、黒字になるんです。今、私どもが約90億円ぐらいの、90から96億円ぐらいですね、あと交付税処置されているから、執行部が、純然たる借金が46億円前後だということです。

だから、もう少し、今おっしゃられたように一時借入金の部分とか、総務省の方も、議会に、執行部に対して、それを述べるならば、説明責任の部分、アカウンタビリティですね、それを今後どのように私らが求めていくか。貸借対照表をつくっても、それが絵にかいたもちにならないのか。ある意味でいうたら、伝家の宝刀として、あなたたちが、議会が求めてきたにもかかわらず、私ども資産はこれだけありますよと言われまして、その資産が売却、投資ですね、簿価で売却したということになれば、黒字になると。そういうことを含めて、本当に資本勘定が交付税が賄われる。これも

企業会計、おかしな部分があるんですよ。そのことを含めて桜内先生にお聞きしたいと思います。

以上です。すみません。

司会（萩野） はい、それじゃ先生、お願いします。

桜内助教授 いくつかあったと思うんですが、非常に重要なポイントを含んでいると思います。

一時借入金ですけれども、一時借入金のほかにも、いわゆる歳計外といいますか、議会に出てこない数字は大変多いんですね。これは国の側でもありまして、国の場合、財政法44条の特別の資金というのがあるんですけれども、これは非常にべらぼうに図体がでかくて、財政投融资資金ですとか、あるいは国債整理基金というので、実際お金が出たり入ったりしているので、予算としてどこまで数字を確定できるのかという、そういう問題もあるんですけれども、実際には国会に出ていっている数字として、どこに対して幾ら貸し付けをするというのが議決対象になっておりません。けれども、財政投融资というのは非常に図体がでかくて、貸付残高は300兆ぐらいあったりするわけですので、まずはそういった情報の、これは完全性という言い方をするんですけれども、特に公会計において非常に重要なのは情報の完全性です。

ところが、実際、今現在、一時借入金もそうなんですけれども、国の方で公表している長期債務残高という場合、「長期」というのがまったくせ者なんですね。長期ということで、短期債務 短期借入金ですとか、あるいは短期国債とかは入っていないので、それでやはり数百兆の差が出てまいります。さらに言うと、内閣府の方で将来の財政の予測とかをやっているんですけれども、その場合、一般会計しかやっていないんですね。ですので、そのときは一般会計の普通国債だけなので、国債残高はたった5百数十兆と。本当は、国全体の負債が小さく見積もっても1,000兆で、実際目に見えない年金の公的年金債務というのがあるんですけれども、そこを入れるとまた数百兆乗っかっちゃうんじゃないかと言われているんですけれども、そういうふうに目に見えないものが大変多いんですね。

ですので、おっしゃるとおり、今現在の見えている数字だけを財務諸表に載せるなら、あまり意味がないんですね。それは、連結の範囲とか、あるいはその他資金の動きとか、全部網羅的に、取り逃さないように会計処理して、表示していくという、非常に重要なポイントだと思います。これは地方自治においても、まずやはり議会に出ないお金が、特に一時借入金なんて、夕張の場合、600億ですか、500億だか、そのぐらいあったと思うんですけれども、結局そのぐらい目に見えないお金があったというのは、これは制度上の欠陥だと思いますので、早期にこれは是正していくべきだと思います。

それから、財務諸表を自治体で作成した場合、国からの交付税ですとか補助金等の移転が非常に多いんですね。ですので、いわゆる債務超過になっている自治体は皆無だと思います。むしろいわゆる自己資本比率というのを見ますと50%を超えているような、ここ、今日は企業の方も来られているんですけれども、企業から見れば、よだれが出るような超優良企業に見えるような場合が大半だと思います。

ただし、実際に見なくてはいけないのは、企業会計と同じ部分を見ていると、ああ

何か結構いいじゃないかという話になるんですけども、実際見なくてはいけないのは、特に純資産、資本の部の中の中身です。中身の変動がどうなっているのかと。手元に流動性のある資産をどれだけ持っているのか、それから売却可能資産が一体幾らあるのか、かつ負債にしても、目に見えない負債というのが一体幾らあるのか、そこまで見えて、ようやく本当は厳しいんだというのが見えてきます。

特に純資産の内部構成ですね、国からのお金を幾らもらっているのがこれだけ積み重なっているのか、かつそれが実際には売却不可能なので、ほとんど資産として勘定しても仕方ありませんというのが相当程度ありますので、そこはむしろ会計基準の中身をより精緻にしていくということで対応していくしかないというふうに思っております。

とりあえず以上です。

司会（萩野副議長） はい、ありがとうございました。

もう一方、ございますか。はい、後ろの方、どうぞ。

質問者A 今、財政の問題ですけども、ちょっと地方的な話になりますけれども、県債とか市債という、いわゆる一般会計は、借入金については国が保証されておりますけれども、それ以外の特別会計とか企業会計あるいは公社なんかの借入金については、たくさんあって、どのくらいあるか分からんということで、土地開発公社が今、相当、各県とか市に持っておると思います。その損金の価格で処理することもできませんが、その中に銀行から借りた縁故債とか借入金があると思うんですけども、こんなものもやっぱりみな、自治体が責任を持ってやらないかんのか、あるいは銀行もある程度の負担をせないかんのかというところで、全然話がまとまらないと思います。その点は自治体としてはどうしたらいいかということをお聞きしたいと思っております。

司会（萩野副議長） じゃ、先生、お願いします。

桜内助教授 特に土地開発公社の場合だと思っておりますけれども、銀行等民間からも公社に対する出資ですとか、あるいは融資が行われておりまして、これ、全国の至るところで同じような問題が生じているんですけども、実際にどう解決するかという意味でいうと、銀行等にも債権放棄をいずれかの段階で、なるべく早く求めるほかないのではないかと私自身は思っております。

契約書上は、もちろんこれは各県あるいは自治体によってさまざまではあるんですけども、自治体のほうが銀行等に対して、民間企業からの出資金なり貸付金に対する保証を法的にしているというのは、ほとんどないんですね。もちろん口約束とはいえ、何か信義にもとるじゃないかということなんですけれども、それは土地開発公社というような、言い方は悪いんですけども、経営の悪いところ、悪いと分かっているところにお金を出した貸し手の責任というのは、今後それなりに生じていくのではないかなと思うんです。

嫌だと言っているも、どこかで処理しないことには動きませんので、それを全部行政が引かぶるということも、逆にできないかと思っております。ちょっと解決にならないというか、銀行からすれば、そんなのは県の方で面倒見るよという話ではあると思うんですけども、そこはおそらく契約書を見るよというふうに、今度、言い返されて、

終わっちゃうんじゃないかなという気がしております。そこになると、もう裁判をやるしかないですかね。すみません。

司会（萩野副議長） じゃ、もう一方。はい、どうぞ。

宮村議員 先生、遠方のところ、ご苦労さんです。前回は最初にちょっと質問させてもらって、今日は先生が違うんですが、まず、あなたの自治体は大丈夫かと。その前に、亀山市議会議員の宮村でございますが、大変興味というんか、意識しながら、この講演のテーマに参加させていただきました。議長、副議長も当然なんですが、私は亀山市です、勢いあります。地方自治体は大丈夫かと、このテーマで今日は言わせていただきました。一番最初、ご質問もされました熊野市の市議会議員の方だと思うんですが、北勢と南勢と勢いが違う。

こんなこともあって、それぞれが少なからず軸足の思いは違うと思うんですが、先生にお尋ねしたいんですが、県民は顧客か、所有者、株主かと。顧客ということはP/Lであって、所有者ということであればB/Sになるかと思うんですが、はっきり言いまして、何度も申されましたけれども、この行政制度改革は、はっきり言うて選挙の票にはなりません。ならないということは、ならないようにいかにするかということは、簡単に言えば、財政、収入面をいかに向上さすかというのが二元代表制の片や首長であって、我々はその収入源の確保に向かった首長のトップセールスのまずは行動をチェックすることも大事やと。

いろんな会計の長期借入れはあきませんよと、そういう項目は私も少なからずは知っているんですが、ようはだから我々が申し上げたいのは、あくまでも選挙のときは、市民満足度、顧客満足度、こういうかたちで一生懸命させてもらいますと。サービスさせていただきますよと。だから、そういった意味で、我々が大事なものは、私が今日ちょっと感じたのは、北勢、中勢、南勢の立場の方、皆、思いは少しは違うと思うんですが、やはり今日、私が感じたのは、そういうP/Lじゃなくして、B/Sの方の株主、これが、信託という将来の子々孫々にわたる住民に負の遺産をつくってはいけませんよと。こういうことだけはしっかりと認識させていただきました。要は、この財政制度は、選挙には、当面はですよ、何のプラスにも、100%とは言いませんが、だからそういうことのないような議会運営を我々議員の立場としてはチェックしていく必要が、監査委員と同様にあるんじゃないかなと、このように思いますが。

司会（萩野副議長） はい、ありがとうございました。コメントはございますか。

桜内助教授 1点だけ申し上げますと、以前、民間企業の経営者の方とお話しした際に、やはり公共部門においても利益は大事じゃないかと。やっぱりP/Lだろうというふうな意見を持っている方がいらっちゃって、実際、仮に税金を収益、売り上げと考えた場合に、黒字が出たから偉いのかというと、いわば亀山市のごとくきちんとした産業政策というものを持って、税収も上がってきましてという、いわば成長を促すような投資をして、それに伴って自動的に税収が上がって行って、黒字が出ましたと、これは非常に望ましいやり方なんです。けども、悪い政治家、悪い政治というのは、同じく黒字にするためには、単なる増税でもいいわけですね、単に黒字にするというだけであれば。増税をして黒字にしたから、じゃ、いい政治家なのかというと、全然

そうじゃないですよ。

そこはやはり収益と考えるというところにやはり限界でもあると思うんですけども、単なる収益というよりも、どこに投資をしていくのかという、やはり資本政策と申しますか、民間企業でいうとM&Aとか、資本をどこに投入して、どういうふうな上がりを見込んでいくのかという、そういう長期的な予算編成というのが、やはり今後必要なんだろうなと思います。おそらく最終的にはそれはP/Lに反映にされてくる話ではあるんですけども、もとは、そもそもは、やはり資本をどこに配分するのか、どこに資本投入するのか、その資本をどこから調達してくるのかという、いわば資本政策に近い話じゃないかなというふうな気がしております。

司会（萩野） 最後に、どうぞ。

質問者B ありがとうございます。私は、三重県議会の事務局のこのセミナーにかける熱意に感動して、今日、参加することができた三重県民で、鈴鹿市民です。質問が2つあります。

1つ目は、監査事務局が改善を指摘されているのに、その改善の指摘を部署が全く無視して、6カ月間そのまま放置している部署、あるいは改善はこういうふうに努力したんですけどという感じでいろいろ理由はつけているんですが、結局、6カ月たってみてみると、結果的には何の改善もなされていない部署、そういった部署にはもう私は徹底的にペナルティーを課していったらどうかと思っている県民なんですが、そういったことは三重県議会や市議会で実現が可能でしょうか。それが1点目です。

それから、三重県議会の政務調査費ですが、議会基本条例が制定されました。制定されることをこの目で見ましたが、議会基本条例が制定される前は政務調査費が県民にどういうふうに情報公開をされていて、この条例が制定された後はどういうふうに情報公開されていくのか、その違いについて教えてください。

以上、2点です。

司会（萩野副議長） はい、ありがとうございます。これは議長からお答えいただきます。

藤田議長 まず、そういう部署が6カ月も、そのように改善してくれということで、されないと。それが監査の報告であるということですね。やはり我々議会も、そういうことに対して、真剣にその意味を、積極的に議会全体がそれを取り上げて、そういうことをやっていきたいとまず思います。中身はまた、詳細については後日詳しく教えていただきたいと思います。

政務調査費ですけども、今、議会基本条例の制定をしまして、もう昨年12月26日に施行されております。我々、当然、今、プロジェクトチームをつくって、透明性を図るために最大の努力をしております、すべて我々の事務処理に影響のないところにおいては領収書を添付する、またそのプロセスを明らかにする、そういうことを最善努力しているところでございます。今までの政務調査に対しては、試行錯誤でその政務調査費に対してやってまいりましたので、この際、しっかり県民にこの政務調査に対しては開示できるように、この2月議会にはすっきりさせていただきたいと思っております。2月議会ですっきり県民の皆さん方にお示しをしたいと思っております。

先ほどの件は、また議会でしっかりその辺も議論したいので、また詳しく教えていただきたいと思っております。

司会（萩野副議長） はい、ありがとうございました。まだまだ質問のある方もいらっしゃるかと思えますけれども、予定された時間が参っておりますので、このへんで終了させていただきたいと思えます。

財政という、取っつきにくいというか、難しい課題に、我々、県議会としても挑戦をさせていただきました。このことは、将来、どうとらえるかによって県民の生活にこれから大きく影響を与えてくるだろうということがあったからであります。難しい問題ですけれども、今日を端緒として、それぞれの場で議論が深まれば大変ありがたいなという、出発点にしていただければ大変ありがたいと思えます。

講演いただきました桜内先生に再度、感謝ということで拍手をお願いしたいと思います。

それでは、これで終了させていただきます。長い間、ありがとうございました。